

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員を対象とした2月実施の研修の後、いじめの定義等、理解度を確認するテストを行った。	引き続き、全教職員を対象とした研修及びいじめの定義等、理解度を確認するテストを行った。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	4月、6月、7月、9月、11月、12月、1月、2月、3月にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例に関しては臨時にいじめ対策委員会を開催し、情報共有及び今後の対策を協議した。	引き続き、定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例に関しては臨時にいじめ対策委員会を開催し、情報共有及び今後の対策を協議している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ相談窓口職員を対象とした、いじめ相談時の初期対応スキルを身につけるための研修を5月に、全教職員を対象とした、いじめ・体罰・ハラスメント防止・発達障害・合理的配慮に関する研修を9月に、機構主催のオンライン研修を2月に、いじめのきっかけともなり得る性的マイノリティに関する研修を3月に実施した。	引き続き、全教職員を対象とした、いじめ・体罰・ハラスメント防止に関する研修及び機構主催のオンライン研修研修を実施した。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	本校HPに弓削商船高等専門学校いじめ防止基本方針等を掲載し、9月に全教職員宛掲示板にて周知した。	引き続き、本校HPに弓削商船高等専門学校いじめ防止基本方針等を掲載し、全教職員宛掲示板にて周知している。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	本校HPに弓削商船高等専門学校いじめ防止プログラムを掲載し、9月に全教職員宛掲示板にて周知した。	引き続き、本校HPに弓削商船高等専門学校いじめ防止プログラムを掲載し、全教職員宛掲示板にて周知している。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	研修及び全教職員宛掲示板等で周知した。	引き続き、研修及び全教職員宛掲示板等で周知しており、教職員対象アンケートでも、学生に気になる動向がないか照会している。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	研修等で周知、弓削商船高等専門学校いじめ対策委員会規則に役割を定めている。	引き続き、研修等で周知、弓削商船高等専門学校いじめ対策委員会規則に役割を定めている。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	グループウェアや委員会等で共有している。	引き続き、グループウェアや委員会等で共有している。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	3月開催のいじめ対策委員会において確認、令和7年度の実施計画に反映している。	3月開催のいじめ対策委員会において確認、令和7年度の実施計画に反映している。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、内容を委員会等関係教職員間で共有した。	引き続き、アンケートを年4回実施し、内容を委員会等関係教職員間で共有している。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	弓削商船高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル等にスクールカウンセラーの役割を明記している。スクールカウンセラーが得た情報はグループウェア等で共有している。	引き続き、弓削商船高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル等にスクールカウンセラーの役割を明記している。スクールカウンセラーが得た情報はグループウェア等で共有している。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	5月に実施した。	引き続き企画、実施している。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	研修により実施している。	引き続き、研修により実施している。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	定期的実施しているアンケートや、学校で作成しているいじめに関するチラシ（9月配布）により取り組みを推進している。	引き続き、定期的実施しているアンケートや、学校で作成しているいじめに関するチラシ（STOPいじめリーフレット）により取り組みを推進している。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学生相談室だより、KOSEN健康相談室案内、STOPいじめリーフレットの配布、HP等により周知した。	引き続き、学生相談室だより、KOSEN健康相談室案内、STOPいじめリーフレットの配布、HP等により周知している。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	徹底している。	引き続き、徹底している。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ対策委員会で外部の有識者の意見を取り入れている。	いじめ対策委員会でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの意見を取り入れているが、今後、四国地区の他高专と連携し、いじめ防止等に関する取組について相互評価を行う体制構築を検討している。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ対応フローに定めている。	引き続き、いじめ対応フローに定めている。	